

利用上の注意

1. 統計表

掲載している統計表のうち、平成 28 年分につきましては、総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」の卸売業、小売業確報結果の調査票情報を釧路市が独自集計したものとなっております。

平成 26 年分につきましては、経済産業省「平成 26 年商業統計調査」確報結果を釧路市が独自集計したものとなっております。

2. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としております。

3. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施しております。

4. 調査日

平成 28 年 6 月 1 日

5. 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行いました。

- ① 大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

6. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりです。

（1）一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定しています。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定しています。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けしています。

（2）特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っています。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

下記【財別と商品分類】の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

下記【財別と商品分類】の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

【財別と商品分類】

○生産財

- 511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
- 532 化学製品卸売業
- 533 石油・鉱物卸売業
- 534 鉄鋼製品卸売業

535 非鉄金属卸売業

536 再生資源卸売業

○資本財

531 建築材料卸売業

541 産業機械器具卸売業

542 自動車卸売業

543 電気機械器具卸売業

549 その他の機械器具卸売業

○消費財

512 衣服卸売業

513 身の回り品卸売業

521 農畜産物・水産物卸売業

522 食料・飲料卸売業

551 家具・建具・じゅう器等卸売業

552 医薬品・化粧品等卸売業

553 紙・紙製品卸売業

559 他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとしています。

ウ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けしています。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

下記【「衣」、「食」及び「他」と商品分類】の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいいます。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

下記【「衣」、「食」及び「他」と商品分類】の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいいます。

【「衣」、「食」及び「他」と商品分類】

○衣

57 織物・衣服・身の回り品小売業

○食

58 飲食料品小売業

○他

59 機械器具小売業

60 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、下記【飲食料品小売業と商品分類】の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいいます。

【飲食料品小売業と商品分類】

○58 飲食料品小売業

582 野菜・果実小売業

583 食肉小売業

584 鮮魚小売業

585 酒小売業

586 菓子・パン小売業

589 その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいいます。

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいいます。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の
販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいいます。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をい
います。

7. 主な用語の説明

(1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備え
ているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行
われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に
行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、
官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・
レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕
を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主と
して管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売して
いる場合、その支店、営業所は卸売事業所としています。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修
理業とせず卸売業としています。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立
を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、
買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれています。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために
商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業としています。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしていません。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品その場所個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類しています。

（4）従業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、「臨時雇用者」を含めません。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいいます。

- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

- ④ 「常用雇用者」とは、以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられます。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定

めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(5) 年間商品販売額

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含みます。

(6) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものです。

(7) セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

(8) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

平成 28 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）です。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

8. 記号及び注記

- (1) 比率は、小数点第 2 位で四捨五入しています。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
- (2) 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「-」としました。

(3) 「X」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としています。

9. 前回調査との比較

経済センサスと商業統計調査では、卸売業、小売業における調査の対象は同様ですが、調査の方法等が異なるため、事業所数、従業者数、年間商品販売額等の増減は単純には比較できません。